

平成 30 年 4 月 1 日
上島町告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き店舗等を利用して、店舗として新規出店しようとする者に対して、建物の改修等に要する費用の一部を補助することにより、空き店舗等の解消、にぎわいの創出及び周辺住民や観光客等の利便性の確保を図るとともに、町内各地域における商業の活性化を推進することを目的として、予算の範囲内において上島町新規出店者店舗改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 住宅、店舗、倉庫、事務所等で、使用されなくなってから 3 月以上その状態が継続しているものをいう。
- (2) リニューアル等工事 機能又は性能を維持させ又は向上させるため、既存の空き店舗等の全部又は一部の修繕、補修、模様替（リニューアル）又は増改築の工事及び備品の購入をいう。
- (3) 増改築 既存の空き店舗等に増築すること又は既存の空き店舗等の一部を解体し造り替えることをいう。
- (4) 備品 自動車関連製品及びパソコン関連製品を除き、設置した後、安易に移動させることができない製品をいう。
- (5) 商工団体等 個人事業主、空き店舗対策等の取組を進める NPO 法人等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、昼間営業をする小売業、宿泊業、飲食サービス業又は生活関連サービス業を出店しようとする商工団体等とする。ただし、町税を滞納していない者とする。

2 前項に規定する出店しようとする商工団体等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないものとする。

(補助対象空き店舗等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる空き店舗等（以下「補助対象空き店舗等」という。）は、リニューアル等工事の着手時において、次の各号のいずれかに該当する空き店舗等とする。

- (1) 一戸建て空き店舗等（併用住宅の場合は、補助対象は商用部分に限る。）
- (2) マンション等区分所有の共同空き店舗等（商用に供する専有部分に限る。）

(補助対象事業)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象空き店舗等に係る事業であつて、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) リニューアル等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が 30 万円以上の事業で、町内に本店、支店等の事業所を有する業者等と契約を締結し施

工するものであること。

(2) 備品の購入に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が20万円以上の事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門、塀等の外構工事
- (3) リニューアル等工事を伴わない解体工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないとして認められる工事
（補助対象地区、補助率及び補助限度額）

第6条 補助対象地区、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上島町新規出店者店舗改修補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の交付申請は、当該空き店舗等につき1回限りとする。
（補助金の交付決定）

第8条 町長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに、申請者に対し、上島町新規出店者店舗改修補助金交付額決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、必要な条件を当該申請者に対して付することができる。
（補助金交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件によることができないときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を取り下げることができる。
（補助金の変更申請等）

第10条 補助事業者は、申請事項について変更が生じた場合は、上島町新規出店者店舗改修補助金変更交付申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更が適当と認めたときは、補助金の変更交付額を決定し、速やかに、補助事業者に対し、上島町新規出店者店舗改修補助金交付額変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する申請事項の変更によりリニューアル等工事及び備品の購入に要する費用が増額することとなった場合であっても、補助金の交付決定額を増額することはできない。

（工事完了実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）及び備品の購入が完了した場合（増改築の工事を行った場合で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときにあっては、法第7条第4項及び法第7条の2第4項の規定による検査を受け

た日、リニューアル等工事を行った場合にあっては、工事請負業者から引渡しを受けた日をいう。)は、速やかに上島町新規出店者店舗改修工事完了実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(審査等)

第12条 町長は、実績報告書を受理した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する審査等の結果、補助対象工事等の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう補助事業者に求めることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条第1項に規定する審査等により補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに、上島町新規出店者店舗改修補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、上島町新規出店者店舗改修補助金請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、請求書を受理したときは、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象工事及び備品の購入以外に使用したとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付した条件に従わなかったとき。
- (4) 第12条第2項に規定する措置を講じなかったとき。
- (5) 補助金の交付を受けてから5年以内に店舗等を維持し、継続することができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を補助事業者に命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の対象となる事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象地区	補助率	補助限度額
町内全域 (魚島・高井神地区除 く。)	1/2	500 千円
魚島・高井神地区	2/3	500 千円

様式第1号（第7条関係）

上島町新規出店者店舗改修補助金交付申請書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

印

連絡先

下記のとおり上島町新規出店者店舗改修補助金の交付を受けたいので、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

空き店舗等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（氏名 続柄 ）		
空き店舗等の所在地 （上記、本人以外の場合記入）			
全体事業費（予定）			
補助対象事業費（予定）			
事業内容（予定）			
事業実施期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業実施業者名		担当者名	
住所又は所在地		電話番号	
他の補助金等の利用の有無（予定）	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	「有」の場合： 補助金等名称	

【添付書類】 変更後の工事内訳及び図面並びに備品の見積書の写し

町税の未納がない証明書（申請者及び空き店舗等の所有者）

事業計画書（別紙1）

空き店舗等の状況確認書（別紙2）

申請者以外の者が所有する空き店舗等の場合、申請者と所有者との関係を示す書類及び同意書

その他町長が必要と認める書類（債権者登録票等）

受付欄	確認欄
年 月 日	<input type="checkbox"/> 適（補助対象工事費 円） ・ <input type="checkbox"/> 否

(別紙 1)

事業計画書

1 企業概要

会社名等			
形態		個人事業主・特定非営利活動法人	
代表者	氏名		年齢
	住所及び所在地		
	電話番号		
業種			
従業員数		人	

2 補助事業の概要

事業（予定）地	(住所)
事業着手予定日 (工事着手予定日)	
事業完了予定日 (営業開始予定日)	
開業の目的及び動機	<p>●記載要領</p> <p>事業の概要（事業の内容、外部環境、実績、ノウハウ等）や新規開業する目的及び背景について記載</p>
当該事業の経験 (勤務先、年数等)	<p>●記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（新規創業）創業までに至る経歴を記載 ・（事業拡大）創業までに至る経歴及び現在に至る事業経歴を記載
取扱商品及びサービス	<p>●記載要領</p> <p>提供する商品、サービス等の内容、特徴、効果等について記載</p>
セールスポイント (売り物は何か)	<p>●記載要領</p> <p>自社の強みや想定される競合先に対する独自性等を記載</p>

ターゲット	●記載要領 ターゲットとする顧客とその規模、競合する商品やサービス等の動向等を記載
商店街等へ貢献したいこと、思い入れ等	●記載要領 事業の実施により商店街に及ぼす効果や自分自身が商店街の取組にどのように関わっているか等の効果を記載
協力者又は支援者	
許認可等の取得状況	1 取得済 (写し添付) 2 申請中 (写し添付) 3 未申請 4 不要
資格取得状況	※写し添付

3 開業に必要な費用及び資金計画

必要な費用		金額	資金計画	金額
設備資金	1 改装費	万円	1 自己資金	万円
	2 備品類	万円	2 金融機関等借入金	万円
	3 店舗賃借料	万円		
	4 その他	万円		
※商品仕入、経費支払資金等				
運転資金	1	万円	3 その他の借入金	万円
	2	万円		
	3	万円	4 その他 (上島町新規出店者店舗改修補助金等)	万円
	4	万円		
合計		万円	合計	万円

(別紙2)

確 認 書

平成30年度上島町新規出店者店舗改修補助金の交付を受けようとする下記の店舗等は、事業活動等で使用されなくなってから3月以上経過していることを証明します。

記

店舗等所在地 愛媛県越智郡上島町

平成30年 月 日

上島町長 様

店舗等所有者

住所

氏名

印

様式第 2 号（第 8 条関係）

上島町新規出店者店舗改修補助金交付額決定通知書

第 号
年 月 日

様

上島町長 (印)

年 月 日付けで申請のあった上島町新規出店者店舗改修補助金について、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名 上島町新規出店者店舗改修事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 指示又は条件

様式第3号（第10条関係）

上島町新規出店者店舗改修補助金変更交付申請書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称



連絡先

- -

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上島町新規出店者店舗改修補助金について、下記のとおり変更したいので、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

変更の種類	<input type="checkbox"/> 工事の変更（ <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 増額） <input type="checkbox"/> 工事の中止 <input type="checkbox"/> その他
変更の理由	
変更の内容	
補助金交付決定金額	円
変更全体事業費	円
変更補助対象事業費	円

【添付書類】

- 変更後の工事内訳及び図面並びに備品の見積書の写し
- その他町長が必要と認める書類

受付欄 年 月 日	確認欄 <input type="checkbox"/> 適（補助対象工事費 円） ・ <input type="checkbox"/> 否
--------------	---

様式第4号（第10条関係）

上島町新規出店者店舗改修補助金交付額変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

上島町長 (印)

年 月 日付けで変更申請のあった上島町新規出店者店舗改修補助金について、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名 上島町新規出店者店舗改修事業
- 2 補助金交付（変更）決定額
- 3 指示又は条件

様式第5号（第11条関係）

上島町新規出店者店舗改修工事完了実績報告書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称



連絡先

- -

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上島町新規出店者店舗改修事業について、下記のとおり完了しましたので、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

なお、この報告書に記載した内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

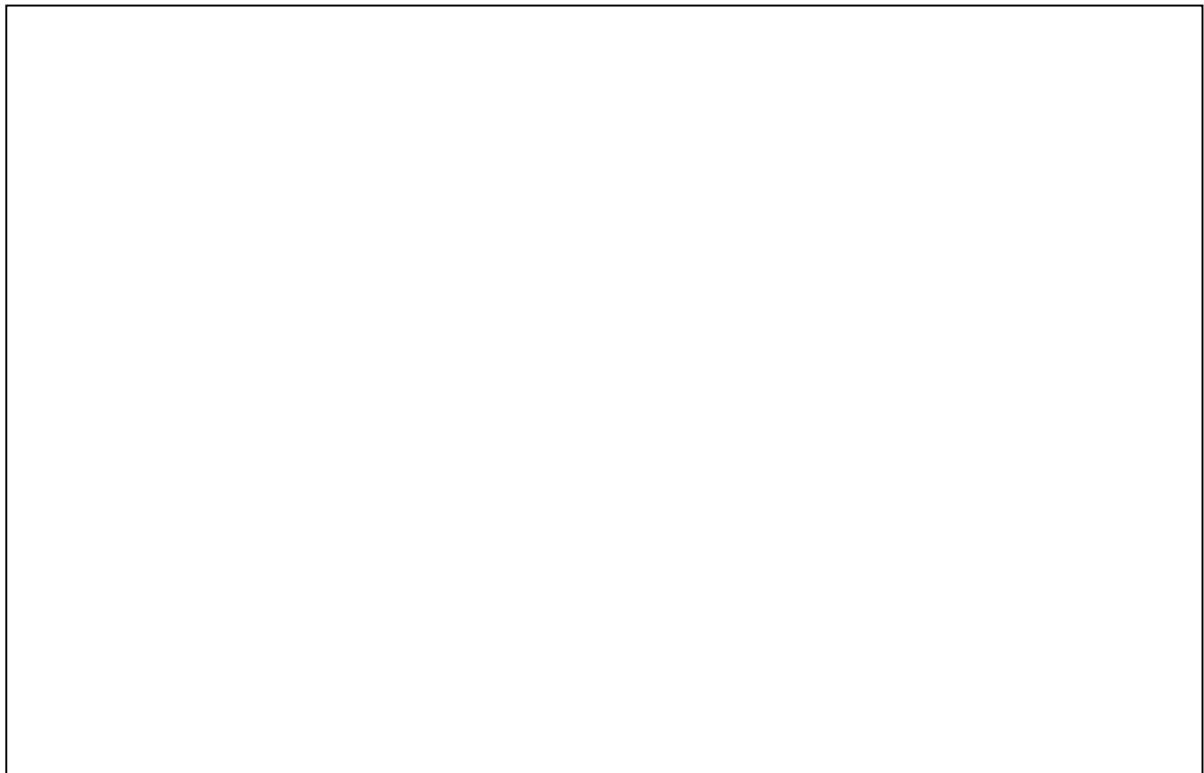
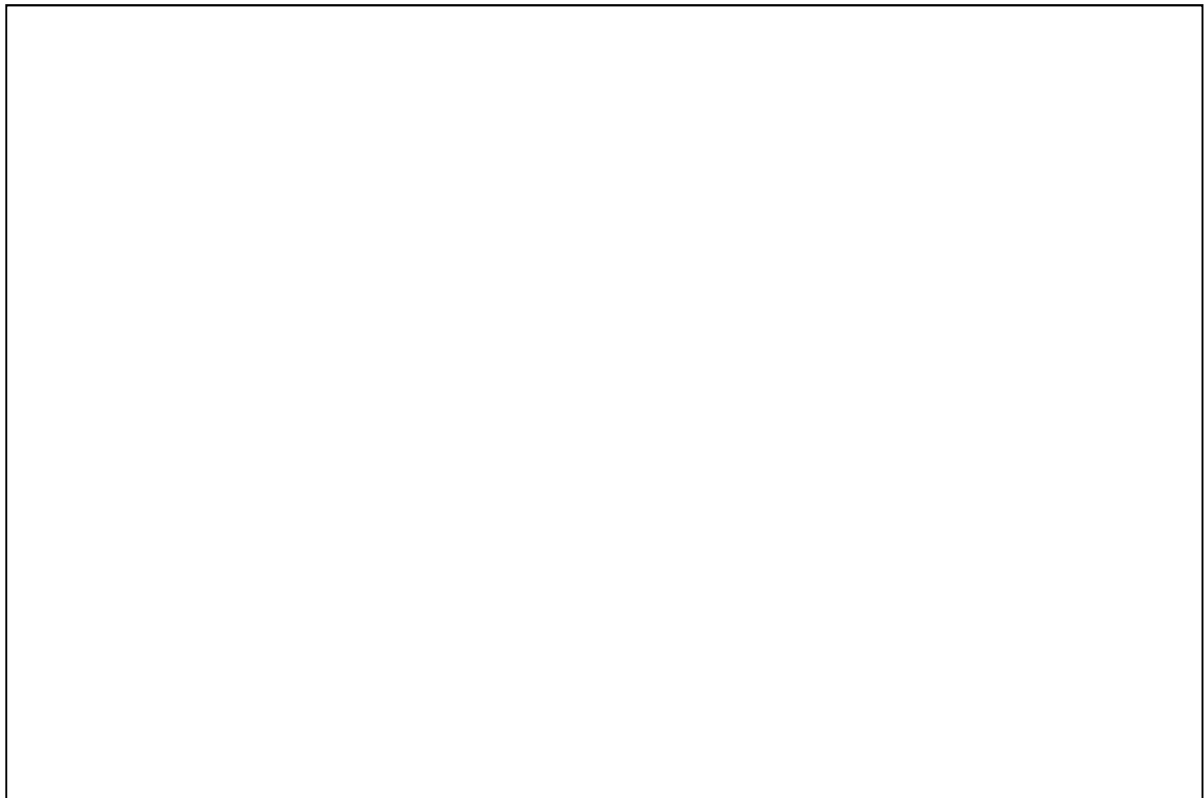
全体事業費	円
補助対象事業費	円
事業内容	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
変更全体事業費	円
変更補助対象事業費	円

【添付書類】

- 変更後の工事内訳及び図面並びに備品の見積書の写し
- その他町長が必要と認める書類

受付欄 年 月 日	確認欄 <input type="checkbox"/> 適（補助対象工事費 円） ・ <input type="checkbox"/> 否
--------------	---

【リニューアル等工事写真】



（商店等の全景写真及びリニューアル等工事をする箇所の写真）
※着工前、工事中及び完成後が対照することができるように撮影してください。

様式第 6 号 (第 13 条関係)

上島町新規出店者店舗改修補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

上島町長 (印)

年 月 日付けで実績報告のあった上島町新規出店者店舗改修補助金
について、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のと
おり通知します。

記

- 1 事業名 上島町新規出店者店舗改修事業
- 2 補助金額
- 3 指示又は条件

様式第7号（第14条関係）

上島町新規出店者店舗改修補助金請求書

年 月 日

上島町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称



連絡先

- -

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた上島町新規出店者店舗改修補助金について、上島町新規出店者店舗改修補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付年度

2 空き店舗等の所在地

3 補助金請求額 金 円

4 預金口座振替依頼 金融機関名
(普通・当座) 預金 口座番号